

議案第 88 号

鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 2 月18日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い、ひとり親家庭等の医療費の助成対象者の範囲に関する規定を整備しようとするものである。

鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例

鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年3月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第27条第1項第3号の」の次に「規定により児童を委託された小規模住居型児童養育事業を行う者又は」を加える。

第3条第2項第3号中「第27条第1項第3号の」の次に「規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は」を加える。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。